御前崎市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童の教育及び保育の推進を図るため、市内において認定こども園の施設整備を行う社会福祉法人及び学校法人(以下「事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則(平成16年御前崎市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 児童 小学校就学の始期に達するまでの者で、教育及び保育が必要なものをいう。
 - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する施設をいう。

(対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 認定こども園建設に要する経費(プール、駐車場、園庭、外構等に係る工事費及び遊具、厨房機器等の備品購入費を含む。)
 - (2) 認定こども園建設のための設計及び監理業務に要する経費 (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額の10分の9以内の額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、認定こども園施設整備事業費補助金交付申 請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 資金状況調書(様式第4号)(概算払をする場合に限る。)
 - (4) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事品目別内訳書
 - (5) 施設整備に係る工事請負契約書、物品売買契約書、設計業務委託契約書、監理業

務委託契約書等の写し

- (6) 借入金に係る金銭消費貸借契約書の写し及び借入先が発行する償還計画表
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、各年度において、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出された場合はその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、認定こども園施設整備事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 市長は、補助金の交付決定に当たり、事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の規模又は構造の変更(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 施設の利用定員の変更
 - ウ 建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 建設事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物については、市長の 承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は 担保に供してはならないこと。
 - (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その 収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (5) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者 の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (6) 補助事業の事業運営及び経理の状況を調査し、不適当と認めた場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることがあること。
 - (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの

帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

- 第8条 第6条により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第5条の申請の内容を変更しようとするときは、認定こども園施設整備事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 変更事業計画書(様式第2号)
 - (2) 変更収支予算書(様式第3号)
 - (3) 資金状況調書(様式第4号) (概算払をする場合に限る。)
 - (4) 変更の内容に関する図面、仕様書、契約書類等の写し等の資料
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の変更承認申請書が提出された場合はその内容を審査し、補助事業の変更を承認したときは、認定こども園施設整備事業計画変更承認通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の追加交付決定)

第10条 市長は、前条により補助金所要額の増額に伴う承認をしたときは、補助金追加交付決定通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、認定こども園施設整備事業費補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(様式第2号)
 - (2) 収支決算書(様式第3号)
 - (3) 資金状況調書(様式第4号)(概算払をした場合に限る。)
 - (4) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事品目別内訳書
 - (5) 施設整備に係る工事請負契約書、物品売買契約書、設計業務委託契約書、監理業 務委託契約書等の写し及び領収書の写し
 - (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の写し

- (7) 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
- (8) 借入金に係る金銭消費貸借契約書の写し及び借入先が発行する償還計画表
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、認定こども園施設整備事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知を受けた者は、当該通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

- 第14条 交付決定者が補助金の概算払を請求しようとするときは、概算払請求書(様式第 11号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 規則並びにこの告示及び交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の目的に使用したとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の 規定により決定を受けた者については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

認定こども園施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

所在地 名 称 代表者

連絡先

年度において認定こども園施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 交付の時期

様式第2号(第5条、第8条、第11条関係)

様式第2号(第5条、第8条、第11条関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1	実施事業名	年度	事業

- 2 事業実施者 名 称 所在地
- 3 事業の目的及び概要
- 4 事業計画(事業実績)
- (1)建設工事
 - ①建設場所
 - ②施設の構造及び規模

施設の構造			造り・	·	皆建て			
施設の規模	建築面積		m²	延べ床面和	責	m²		
410000	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	計	
利用定員								

(各室の室名及び面積を明らかにした表を添付すること)

- ③工事請負業者名

④工事の施工 (予定) 期間 年月日~ 年月日

⑤事業費内訳

費	目	数量	単価(円)	金額(円)	左のうち 増額変更分	備考
建築工事費						
附带工事費						
工事事務費						
備品費						
その他						
計						

(2) 設計・監理業務委託

①委託業者名

②委託期間 年 月 日 ~ 年 月 日

③委託費 円

(3) 事業費計 円((1)+(2))

(4) 借入金

借入先			借入年月日		年	月	日
借入金元金		円	借入利率			%	
償還期間	年	月	日 ~	年	月	日	

(5) 財源内訳

区分	費目	金額	備 考
	自己資金	円	
	寄付金	円	
自主財源	借入金	円	
	その他	円	
	小 計	円	
培出	市補助金	円	
補助金等	その他	円	
合	計	H	

(注)変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を 下段に記入すること。

様式第3号(第5条、第8条、第11条関係)

様式第3号(第5条、第8条、第11条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

- A	予算額	変更予算額	比	較	CH2 - 1-2
区分	(変更予算額)	(決 算 額)	増	減	備考
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

ロ ハ	予算額	変更予算額	比	較	4主答 甘 7株
区分	(変更予算額)	(決算額)	増	減	積算基礎
	円	円	円	円	
計					

様式第4号(第5条、第8条、第11条関係)

様式第4号(第5条、第8条、第11条関係)

資 金 状 況 調 書

					貝	並 小	1/L DH	首						
区:	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
<u></u>	77													
収入														
	der T. ≨I.													
	収入計													
支出														
	支出計													
	差引残高													

⁽注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

御前崎市長印

認定こども園施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園施設整備事業費補助金の交付について、下記のとおり決定します。

なお、概算払についても、併せて下記のとおり承認します。

記

- 1 決定の内容
- (1) 金額 円
- (2) 交付の対象
- 2 概算払の承認の内容
- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 交付の時期
- 3 交付の条件

御前崎市補助金等交付規則及び御前崎市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

認定こども園施設整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

御前崎市長 様

所在地名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた認定こども園施 設整備事業の計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、変更承認に伴い補助金の追加交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

記

- 1 事業の計画変更の理由
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金の交付変更額

(1) 既交付決定額 円

(2) 変更交付申請額 円

(3) 増減額 円

4 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 交付の時期

様式第7号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

御前崎市長印

認定こども園施設整備事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった認定こども園施設整備事業計画の変更については、下記のとおり承認します。

記

変更に係る補助事業の内容は、年月日付け変更承認申請書のとおりとする。

様式第8号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

御前崎市長即

認定こども園施設整備事業費補助金追加交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で承認した認定こども園施設整備事業計画の変 更に伴い、 年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金について、下記の とおり追加交付の決定をします。

なお、概算払についても、併せて下記のとおり承認します。

記

- 1 決定の内容
 - (1) 前回までの決定額 円
 - (2) 今回追加決定額 円
 - (3) 追加後の決定額 円
- 2 概算払の承認の内容
 - (1) 金額
 - (2) 理由
 - (3) 交付の時期
- 3 交付の条件

御前崎市補助金等交付規則及び御前崎市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第9号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

認定こども園施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

御前崎市長 様

所在地 名 称 代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた認定こども園施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 10 号 (第 12 条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

御前崎市長

認定こども園施設整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した認定こども園施設整備事業費補助金の交付について、下記のとおり確定します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第11号(第13条、第14条関係) 様式第11号(第13条、第14条関係)

請 求 書 (概算払請求書)

金	円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定(決定)を受けた認定こども園施設整備事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

御前崎市長 様

所在地 名 称 代表者

(EII)

口座振替先	金融機関名	種	別	普通・当座
金融機関名	支 店 名	口座番	号	
フリガナ				
口座名義				